

第4回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～電力の小売営業に関する指針のパブリックコメント募集の結果等について～

平成28年1月22日（金）



電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

パブリックコメントの募集の結果

- 平成27年12月4日から平成28年1月8日までの間、「電力の小売営業に関する指針（案）」について、パブリックコメント手続を実施した。
- いただいたご意見の数及び主な内容は次のとおり。

ご意見の数と内訳

合計

291通

(主な内容)

- ① 電源構成の開示を義務化すべき、分かりやすい統一された表示とすべきなど、電源構成の開示に関するご意見
- ② CO2排出量及び放射性廃棄物排出量の開示を義務化すべきとのご意見
- ③ 電源構成等の開示をホームページだけではなく請求書など直接需要家に配布される方法で義務付けるべきなど、開示の媒体に関するご意見
- ④ 「ゼロエミッション電源」という表示は需要家に誤解を与えやすいため、許容すべきでないとのご意見
- ⑤ その他（解約違約金、電気料金中の託送料内訳明示、高圧一括受電、セット販売に関するもの等）

主なパブリックコメントの内容 1 / 4

該当箇所	パブリックコメント（要旨）	考え方
<p>1 需要家への適切な情報提供 (1) 一般的な情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 料金内訳として、需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当額や使用済燃料再処理等既発電費相当額等を明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小売全面自由化後は、託送料金相当部分の明示により、①一般送配電部門の業務の公正性・透明性を確保する、②事業者努力により料金を下げる余地のある部分（託送以外の発電・小売）が明確化され競争領域での料金抑制の努力が促される、③託送料金に関する需要家の関心が高まりチェックが働きやすくなる、といった効果が期待されることから、「適正な電力取引に関する指針」において、請求書等への記載を全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」として明記する予定である。 ■ 本委員会としては、電気の需要家の保護の充実を図る観点からは、再生可能エネルギー発電促進賦課金と使用済燃料再処理等既発電費相当額の明示を求める必要は必ずしもないと考えています。
<p>(2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ セット販売の契約については、消費者がより理解し易くなるよう、継続的な監督及び必要に応じた指針の改正が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ■ セット販売については、今後様々な形態の出現が想定されることであり、新たな消費者トラブルの原因となるような行為がないかどうか、今後も継続的に監督をするとともに、必要に応じた指針の改正についても検討をしてまいりたい。

主なパブリックコメントの内容 2 / 4

該当箇所	パブリックコメント (要旨)	考え方
<p>1 需要家への適切な情報提供 (3) 電源構成等の適切な開示の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電源構成の開示を義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力システム改革の目的である「電気の利用者の選択の機会の拡大」を実現していく上で、電源構成が開示されることは意義があり、事業者が開示に積極的に取り組むことは望ましい。他方、電気事業のあり方について、事業者の自由な創意工夫に委ねることで、活発な競争を促し、消費者の利益を向上させることが、電力システム改革の趣旨。 ■ また、発電所で発電された電気は、送配電網を經由して需要家に届くまでに混ざるため、需要家が契約している電力会社の電源構成は、実際に需要家に届く電気の品質に影響せず、開示されないことにより需要家に損失が生じる訳ではない。 ■ これらを踏まえ、本指針案においては、「問題となる行為」として罰則を伴う義務付けを行うことはせず、「望ましい行為」に位置付け、事業者の自主的な取組を促す努力義務としている。 ■ 電源構成の開示を「望ましい行為」として示した背景として、本指針の制定背景の記述に、エネルギー基本計画の策定やCOP21を踏まえたパリ協定の採択を追記した（10頁参照）。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 分かりやすい統一した表示方法を定めるべき。細かすぎる開示はかえって消費者を混乱させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本指針案では開示する際の具体例を示すとともに、電源構成について消費者を誤認させる可能性の高い表示方法などを、消費者保護の観点から「問題となる行為」として定めている。 ■ なお、特定の方法以外による開示を禁じるといった扱いとすることは、開示自体を事業者の自主的な取組を促す努力義務としている考え方と整合しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電源構成等の開示をHPだけではなく請求書など直接需要家に配布される方法で開示することを義務付けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ご意見を踏まえ、本指針において、電源構成の開示の方法として、ホームページのほか、直接需要家に配布されるパンフレットやチラシを追記した（7頁参照）。

主なパブリックコメントの内容 3 / 4

該当箇所	パブリックコメント (要旨)	考え方
1 需要家 への適切 な情報提 供 (3) 電源 構成等の 適切な開 示の方法	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量及び放射線廃棄物排出量の開示を義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量については、電源構成に関する情報を補足する情報として、電源構成を開示する際にはCO2排出係数を記載することが望ましい旨記載している。電源構成について「望ましい行為」に位置付けていることから、CO2排出係数についても同様の扱いとしている。 放射線廃棄物排出量については、現時点で一般電気事業者ごとに液体や固体で算出単位が異なるなど、算定に関するルールが定まっておらず、原子力発電の卸売（常時バックアップを含む）を受けた小売電気事業者の算定にかかる負担も鑑み、開示を望ましい行為と明示することはない。
	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出係数を記載する場合に「調整後排出係数」を記載することを明確に規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、本指針案の該当箇所の記述を修正した（7頁参照）。
	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロエミッション電源」という表示は需要家に誤解を与えやすいため、許容すべきでない 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、ゼロエミッション電源に関する記述を、二酸化炭素排出量がゼロという趣旨であることが明確になるよう修正し、これに伴い同段落の記載を修正した（8頁参照）。
	<ul style="list-style-type: none"> 「常時バックアップ」という用語は一般消費者には知られていないため、単に「卸取引」と説明すればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、本指針案の電源構成の算定や開示を行う場合の具体例中の記述に、需要家にも分かりやすいよう、常時バックアップの説明を追記した（7頁参照）。

主なパブリックコメントの内容 4 / 4

該当箇所	パブリックコメント（要旨）	考え方
<p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ インバランス供給を受けた電気は、「その他」に分類することで十分とすべきである。 ■ 地産地消に輸入燃料を含むべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般送配電事業者がインバランス供給に係る電源構成の数値を公表している場合には、当該数値を織り込んで算定することが望ましいと考えられるが、当該数値が公表されていない場合については、ご意見を踏まえ、「その他」に分類する旨記載を修正した（8頁参照）。 ■ 輸入燃料のものであっても地産地消ということ自体は妨げられないが、国産燃料と説明しておきながら輸入燃料を用いていたような場合を「問題となる行為」として追記した（9頁参照）。
<p>2 営業・契約形態の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧一括受電はスイッチングが妨げられることとなるため、高圧一括受電事業者への監視を強めるとともに、当該ビジネスモデルの妥当性についても検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧一括受電については、ご指摘のとおりの問題点がありうるものの、電気事業法上の被規制主体ではないことも踏まえ、小売電気事業者と同様の需要家保護策を講じることを「望ましい行為」としている。今後とも、高圧一括受電における消費者トラブルの状況等を監視しつつ、必要な措置について検討してまいりたい。
<p>3 小売供給契約の内容の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初契約期間（例えば2年間）経過以降は、いつ解約しても解約違約金が発生しないように措置すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、市場の動向を適切に監視し、個別対応では改善が難しい問題が発生した場合に、ガイドライン等への明記を検討したい。特に、家庭向けの電力小売では、例えば電気通信で既に議論になっている違約金が生じる契約期間が2年を超えるような契約は現状では考えにくいですが、今後市場の動向を適切に監視し、必要に応じ検討を行うこととする。

指針の修正の全体像

- パブリックコメントにおけるご意見を踏まえ、技術的な観点からの修正を含め、以下の修正を行うこととしたい。

主な修正点

1. パブリックコメントにおけるご意見を踏まえた修正

- 電源構成等の開示の方法に、ホームページによる開示に加え、パンフレットやチラシを例示として追記。
- 電源構成の開示の際に併せて記載することが望ましいとしているCO2排出係数について、調整後排出係数である旨明示。
- 電源構成の開示の具体例の図中、「常時バックアップ」との記載につき、需要家にも分かりやすい説明を追記。
- インバランス供給を受けた電気の電源構成の仕分け方法に関する記載を修正。
- ゼロエミッション電源に関する記述を、二酸化炭素排出量がゼロという趣旨であることが明確になるよう修正し、これに伴い同段落の記載を修正。
- 地産地消の項目に、国産燃料をもって発電したと説明しながら輸入燃料を使っていた場合を問題となる行為として追記。

2. 本指針の制定背景のアップデート及び技術的な観点からの修正

- 本指針案の制定背景の記述にエネルギー基本計画の策定やC O P 2 1を踏まえたパリ協定の採択を追記。
- F I T電気を販売する際の説明において要求されるF I T制度の説明内容の記載を、電源構成等の開示の具体例における記載にあわせて修正。
- 上記のほか、全体として、技術的な観点からの修正。

指針の修正内容①【パブリックコメントを踏まえた修正】

パブコメ案	修正案
<p>1. 【該当箇所：1（3）イ i）（11頁）】 ……ホームページ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うことが望ましい。</p>	<p>……ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うことが望ましい。</p>
<p>【上記修正理由】 需要家が小売電気事業者の電源構成等の情報を取得しやすくするため、ホームページに加え、パンフレットやチラシなどの方法を通じて開示することが望ましい旨を追記した。</p>	
<p>2. 【該当箇所：1（3）イ i）（11頁）】 また、その際には、二酸化炭素排出係数を併せて記載することが望ましい。</p>	<p>また、その際には、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数※）を併せて記載することが望ましい。 ※経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成27年4月1日）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p>
<p>【上記修正理由】 F I T 電気の実排出係数はゼロとして扱われるところ、F I T 電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは全需要家に広く薄く帰属することとされており、この考え方を反映した調整後排出係数を記載することが望ましいため。※電源構成等の開示の具体例の記載も併せて修正。</p>	
<p>3. 【該当箇所：1（3）イ ii）の図中（※3）（11頁）】 ①〇〇電力（株）からの常時バックアップについては、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています…。</p>	<p>①〇〇電力（株）の<u>不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気（常時バックアップ）</u>については、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています…。</p>
<p>【上記修正理由】 「常時バックアップ」という表現は需要家に理解しづらいおそれがあるため、電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例においてその説明を付した。</p>	

指針の修正内容②【パブリックコメントを踏まえた修正】

パブコメ案	修正案
<p>4. 【該当箇所：1（3）イiii）②（12頁）】 電源構成を開示する小売電気事業者が一般送配電事業者から補給を受けているインバランス供給については、当該一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値（公表されていない場合には、電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の発電実績。以下同じ。）を織り込んで算定することが望ましい。</p>	<p>電源構成を開示する小売電気事業者が一般送配電事業者から補給を受けているインバランス供給については、当該一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定することが望ましい（当該数値が公表されていない場合には、その他へ分類する。以下同じ。）。</p>
<p>【上記修正理由】 インバランス供給に用いられる電源は主に調整能力の高い火力・水力である場合が多いと考えられ、インバランス供給に係る電源構成の数値が公表されていない場合に、旧一般電気事業者の発電部門の発電実績を用いることは、インバランス供給に係る電源構成の実態と大きく乖離するおそれが高いため、この場合には「その他」に分類することとした。</p>	
<p>5. 【該当箇所：1（3）ウi）④（15頁）】 また、原子力、水力、再生可能エネルギー（F I T電気を除く。）等をいわゆる「<u>ゼロエミッション電源</u>」（<u>二酸化炭素排出量が0の電源</u>）としてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法で<u>区分けすれば問題とならない。</u></p>	<p>また、<u>上記の区分けを表示した上で、</u>原子力、水力、再生可能エネルギー（F I T電気を除く。）等を<u>二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO₂ゼロエミッション電源」）</u>であるとして表示する場合でも、<u>需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</u></p>
<p>【上記修正理由】 「ゼロエミッション電源」という表現が、二酸化炭素の排出量以外の環境特性も含め、一切の環境負荷がないものと誤認されるおそれがあることから、適切な表現に修正。</p>	

指針の修正内容③ 【パブリックコメントを踏まえた修正】

パブコメ案	修正案
<p>6. 【該当箇所：1（3）ウiv）（20頁）】 例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい。</p>	<p>例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい <u>（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）</u>。</p>
<p>【上記修正理由】小売電気事業者等が、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求しているにもかかわらず、実際には輸入燃料を用いているような場合がありうることから、このような場合が問題となる旨追記した。</p>	

指針の修正内容④ 【制定背景のアップデート・技術的観点からの修正】

パブコメ案	修正案
<p>7. 【該当箇所：序（1）（1頁）】 ……第189回通常国会において成立した。</p>	<p>……第189回通常国会において成立した。<u>また、平成26年4月に政府は「エネルギー基本計画」を策定し、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され「パリ協定」が採択されている。</u></p> <p>【上記修正理由】 1（3）「電源構成等の適切な開示の方法」等における記載を本指針案で示した背景として、エネルギー基本計画及びCOP21の開催等を追記した。</p>
<p>8. 【該当箇所：1（3）ウiii）（18頁）】 （※）FIT電気については賦課金を通じた国民全体の負担により<u>導入が可能となっている</u>ものであり、<u>費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱い</u>が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なることに関する適切な注釈を付す必要がある。</p>	<p>（※）FIT電気については、<u>賦課金を通じた国民全体の負担により賄われている</u>ものであり、<u>二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われること</u>に関する適切な注釈を付す必要がある。</p> <p>【上記修正理由】 電源構成を開示する場合の具体例（本指針案11頁）中におけるFIT電気の特性についての説明にあわせて表現を修正。</p>

指針の修正内容⑤ 【制定背景のアップデート・技術的観点からの修正】

パブコメ案	修正案
<p>9. 【該当箇所：参考1（3）ア（38頁）】 ・媒介・取次・代理業者が需要家からの苦情や問合せに<u>応ずる場合には、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）及びその応ずることができる時間帯（第4号）</u></p>	<p>・媒介・取次・代理業者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等<u>需要家からの苦情や問合せに</u>応ずるためのもの）及び媒介・取次・代理業者が<u>需要家からの苦情や問合せに</u>応ずる場合には、その応ずることができる時間帯（第4号）</p>
<p>【上記修正理由】 媒介・取次・代理業者は需要家からの苦情や問合せに<u>応ずるための連絡先の説明等を省略できず、小売電気事業者が需要家からの苦情や問合せを処理することとされている場合にはその応ずることができる時間帯のみ説明等を省略できるとされているため、その旨を明示。</u></p>	
<p>10. 【該当箇所：参考1（3）イi）（40頁）】 小売電気事業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（小売登録省令第3条第3項）。 ※以下の箇所についても同趣旨の修正を行う。 参考1（3）イii）及びiii）（40頁） 参考2（2）イii）（42頁） 参考3（2）イ（46頁）</p>	<p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、<u>小売電気事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（小売登録省令第3条第3項）。</u></p>
<p>【上記修正理由】 取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新・変更する場合においても、小売電気事業者等は説明事項・書面記載事項の一部省略や書面交付の省略をすることができる旨を明示。</p>	